

「身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン」について ～地域でくらすための入所・入院時等のそなえ～



■ 身元保証をとりまく問題

医療機関への入院や福祉施設への入所、住まいの確保等にあたって身元保証人等を求められることが多いが…

- ◆ 核家族化や単身化、少子化、親族関係の希薄化
→ 家族や親族による支援が困難な場合が増加
- ◆ 身元保証人等の不在を理由とした入院・入所、サービス提供の拒否は認められない
→ 医師法への抵触、福祉サービスの提供を拒む正当な理由に該当しない

（ 医師法第19条・平成30年4月27日付医政局医事課長通知 平成30年8月30日付老健局高齢者支援課・振興課通知 ）
--
- ◆ 名称や求められる役割は様々

（ 既存の制度で解決できる内容、病院・施設で対応可能な内容、 本来は本人しか対応できない内容（医療同意等）が含まれる ）

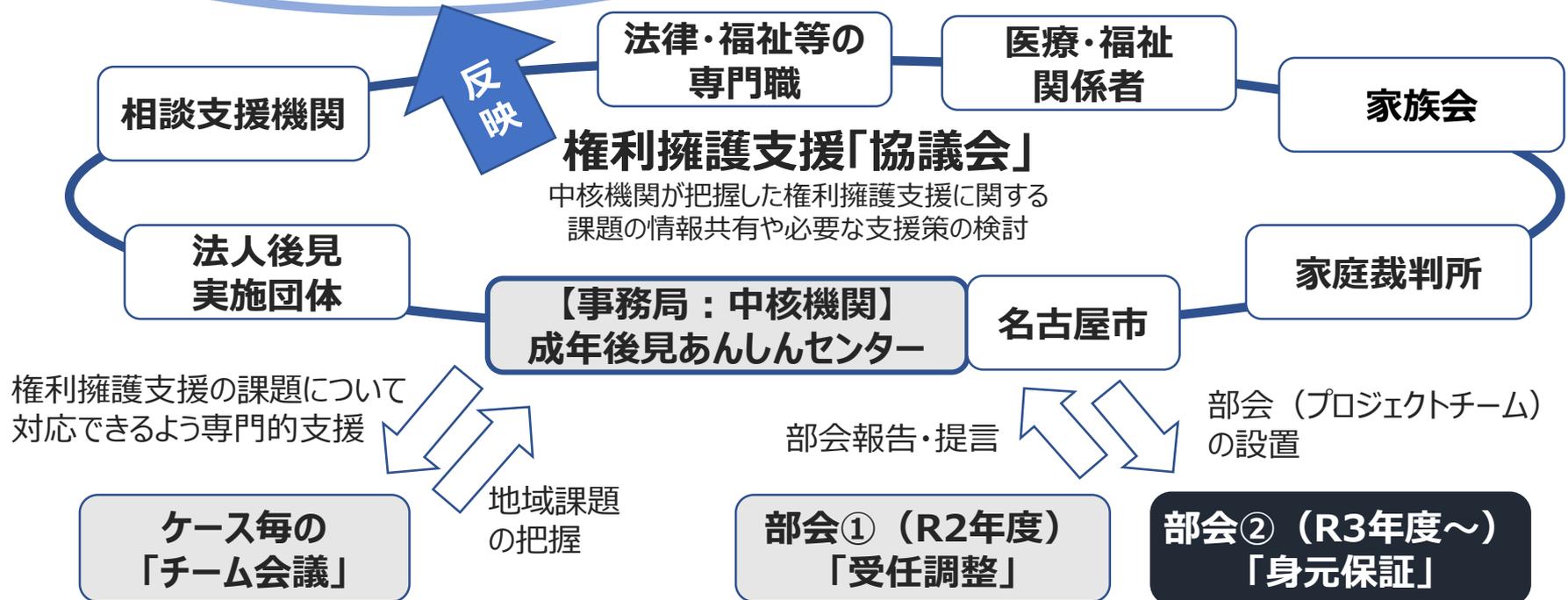
- ◆ 身元保証や高齢者サポート事業を担う団体は多種多様
→ サービス内容や料金設定が複雑、監督官庁も存在しない

名古屋市権利擁護支援協議会における協議と部会の設置

成年後見制度利用促進 に関する懇談会

計画（R2～6）の進行管理・評価、次期計画策定

※名古屋市権利擁護支援協議会 = 構成団体間の連携強化を図るとともに、中核機関の取り組み等に対する協議や、地域の「チーム」への支援等を通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討等を行う。



※**チーム会議** = 主に区単位で行う本人＋支援者による会議。既存の地域ケア会議、サービス調整会議、自立支援連絡協議会、虐待防止ネットワーク支援会議などがこれにあたる。

※**協議会部会（プロジェクトチーム）** = 検討するテーマ毎に設置し、3～5回の頻度で会合を行い、テーマについて協議し、協議結果を協議会に報告・提言する。
部会メンバーは、テーマに応じて選出し、協議を促進するため少人数（5,6名程度）とする（必要に応じてオブザーバー参加も可能）。事務局は中核機関が担う。

■ 身元保証問題検討部会による検討

身元保証人等の不在によって不利益が生じているのではないか？

介護・福祉施設への入所や医療機関への入院、賃貸住宅入居時に求められることの多い身元保証人等の不在の問題は誰にでも起こり得ること

身元保証人等がないことで入院先・入所先が制限される、また本人が望む治療やケアが受けられないことは、誰にも平等にあるべき権利が保障されていないことにほかならない



- ◆ 身元保証人等が不在であっても、本人の権利が擁護され、本人らしい生活が実現できる仕組みづくりが必要
- ◆ まずは介護・福祉・医療現場における身元保証に関する実態を把握した上で、その対応を協議

⇒ R3年度に実態調査実施、R4年度にガイドライン作成

■ 身元保証人等に関する実態調査の概要

(1) 調査方法：郵送法による調査票の郵送・回収

(2) 調査時期：令和3年12月～令和4年1月

(3) 調査対象：市内入所施設・医療機関、相談支援機関

①施設・医療機関

1,186ヶ所

回収率 42.2%

施設種別	配布数	回収数	回収率
介護老人福祉施設（特養）	121	69	57.0%
介護老人保健施設	72	30	41.7%
認知症対応型共同生活介護	199	74	37.2%
養護老人ホーム	6	6	100.0%
軽費老人ホーム	21	15	71.4%
特定施設入居者生活介護	104	34	32.7%
住宅型有料老人ホーム	268	91	34.0%
介護療養型医療施設・介護医療院	7	3	42.9%
医療機関（病床あり）	123	48	39.0%
障害者共同生活援助	245	112	45.7%
障害者入所施設等	20	19	95.0%
合計	1,186	501	42.2%

②相談支援機関

911ヶ所

回収率 51.0%

機関種別	配布数	回収数	回収率
いきいき支援センター	29	28	96.6%
居宅介護支援事業所	656	315	48.0%
障害者基幹相談支援センター	23	11	47.8%
相談支援事業所（障害福祉サービス計画相談）	165	73	44.2%
区役所・支所	22	22	100.0%
保健センター	16	16	100.0%
合計	911	465	51.0%

■ 身元保証人等に関する実態調査の結果

- ◆ 入所・入院時に用いる「契約書（申込書・同意書等）」に本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めているか
（施設・医療機関 n501）

本人以外の署名を求めている 458ヶ所 91.4%

- ◆ 身元保証人等が不在の場合に入所・入院を拒まれたことがあるか
（相談支援機関 n465）

入所・入院を拒まれたことがある 226ヶ所 48.6%

（詳細な調査結果はガイドライン冊子P5～13に掲載）

■ 身元保証人等に関する実態調査の結果

- ◆ 身元保証人等に求める役割（機能） ※主なものを抜粋
（施設・医療機関 n501）

求める役割（機能）	重要 ※すべて	最も重要 ※2つまで	合計
緊急連絡先	215	156	371
利用料・医療費の支払い	271	122	393
救急搬送、訪問診療外の受診 同行などの事実行為	275	66	341
死亡時の遺体・遺品の引き取り	322	39	361

（詳細な調査結果はガイドライン冊子P5～13に掲載）

■ 身元保証人等に求められる役割

- ① サービス等利用契約、ケアプラン・支援計画・診療計画への同意
- ② 利用料や医療費の支払い等金銭管理
- ③ 必要物品の購入に関する事実行為
- ④ 医療機関の受診同行、入院時の手続き、医療同意の支援
- ⑤ 居室等の明け渡しや退所・退院支援
- ⑥ 遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等の死後事務

※「緊急連絡先」の役割は①～⑥それぞれの役割に含むこととして整理

■ ガイドラインにおける対応の概要

身寄りのない人

親族が全く存在しない方
親族がいても疎遠な方



身元保証（家族機能）の社会化

- ◆ 入所・入院時に身元保証人等に求められている役割を包括的にではなく、6つの機能に分けて考える
- ◆ 意思決定支援の考え方に基づいて、本人を含めたチームで対応することを前提として、判断能力等に応じた対応を記載

- ① 本人の判断能力が十分な場合
- ② 本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合
- ③ 本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

（具体的な対応はガイドライン冊子P15～20に掲載）

■ ガイドラインを踏まえた「私の気持ち応援シート」の活用

「私の気持ち応援シート」の目的

- ◆ 身寄りのない人等が施設入所や医療機関入院となった際に必要とされる役割について、本人以外の者が対応することを事前に想定
- ◆ 事前に役割分担を想定することで、身元保証人等が不在でも施設や医療機関が安心して支援ができることを目指す
- ◆ 本人にとっては、入所・入院時をイメージして、事前に“備える”行動を促進

「私の気持ち応援シート」の活用時期

在宅生活している間に、相談支援機関が関わる時からシートの活用を検討

「私の気持ち応援シート」の作成方法

- ◆ 本人を含めて、相談支援機関や支援者で協議しながら、役割ごとに支援方法や担当者、連絡先を記入し、見える化
- ◆ あくまで主役は本人で、本人の意思、タイミング、ペースを尊重しながら作成

(具体的な活用方法はガイドライン冊子P20～25に掲載)

■ ガイドラインの公表（ホームページ）

NAGOYAかいごネット

一般向けページ

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/docs/2023051200050/>

事業者向けページ

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2023051200067/>

ウェルネットなごや

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs/2023051200074/>